

兵庫県公報

令和4年10月28日 金曜日 第358号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定予定（治山課）	3
○ 漁業法に基づく聴聞の実施（水産漁港課）	3
○ 鳥獣保護区の指定（自然・鳥獣共生課）	4
○ 特別保護地区の指定（同）	6
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	11
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	12
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	15
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	15
○ 建築基準法に基づく指定確認検査機関の変更の届出（建築指導課）	15
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	16
公 告	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	18
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	18

告 示

兵庫県告示第1223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

大山川沿岸土地改良区

就任役員

役員の区分
理事

氏 名
長 澤 富美男

住 所
宝塚市湯本町7番21-605号



兵庫県告示第1224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

九名井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 清 允	伊丹市口酒井1丁目6番36号
同	早 川 浄	同 市岩屋1丁目6番60号
同	梶 山 治 文	同 市口酒井1丁目4番16号
同	荒 木 俊 光	同 市口酒井1丁目1番1号
同	上 田 良 雄	同 市口酒井1丁目4番27号
同	辰 己 佐 利	尼崎市田能3丁目16番11号
同	亀 田 寿 一	同 市田能3丁目14番21号
同	北 川 利 行	宝塚市口谷東3丁目67番73号
監 事	安 田 秀 昭	尼崎市田能5丁目1番7号
同	上 田 志 郎	伊丹市口酒井1丁目4番30号
同	中 井 甚 義	同 市森本6丁目90番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 清 允	伊丹市口酒井1丁目6番36号
同	藤 本 美 恵 子	同 市岩屋1丁目5番5号
同	津 田 悟	同 市森本6丁目131番地
同	荒 木 俊 光	同 市口酒井1丁目1番1号
同	梶 山 治 文	同 市口酒井1丁目4番16号
同	荒 木 建 次	同 市口酒井1丁目3番36号
同	稲 田 勇 次 郎	尼崎市田能3丁目26番8号
同	天 満 浩 司	同 市田能3丁目13番1号
監 事	亀 田 寿 一	同 市田能3丁目14番21号
同	角 至 ミノリ	伊丹市森本7丁目52番地
同	上 田 志 郎	同 市口酒井1丁目4番30号



兵庫県告示第1225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

塔下土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 津 吉 雄	洲本市五色町鮎原塔下592番地
同	高 津 浩 義	同 市五色町鮎原塔下148番地
同	桑 坂 栄 司	同 市海岸通二丁目2番21号
同	鎌 田 重 信	同 市五色町鮎原塔下437番地2
同	松 原 健 司	同 市五色町鮎原塔下748番地
同	城 田 賢	同 市五色町鮎原塔下752番地
同	富 永 浩 司	同 市五色町鮎原塔下380番地2
同	毛 笠 員 成	同 市五色町鮎原塔下175番地
同	吉 田 功	同 市五色町鮎原塔下112番地
同	野 口 宰 弘	同 市五色町鮎原上564番地

監事	高津正弘	同	市五色町鮎原塔下988番地
同	毛笠義夫	同	市五色町鳥飼中452番地2鳥飼中団地106号室
就任役員			
役員の区分	氏名	住所	
理事	高津吉雄	洲本市五色町鮎原塔下592番地	
同	高津浩義	同 市五色町鮎原塔下148番地	
同	桑坂栄司	同 市海岸通二丁目2番21号	
同	鎌田重信	同 市五色町鮎原塔下437番地2	
同	松原健司	同 市五色町鮎原塔下748番地	
同	城田賢	同 市五色町鮎原塔下752番地	
同	富永浩司	同 市五色町鮎原塔下380番地2	
同	毛笠員成	同 市五色町鮎原塔下175番地	
同	吉田功	同 市五色町鮎原塔下112番地	
同	野口幸弘	同 市五色町鮎原上564番地	
監事	高津正弘	同	市五色町鮎原塔下988番地
同	毛笠義夫	同	市五色町鳥飼中452番地2鳥飼中団地106号室
同	毛笠隆	同	市五色町鮎原塔下348番地



兵庫県告示第1226号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町上石井字馬場近内1476の1、1478の1、1483の1、字越前1528の2から1528の4まで、1529、1535、1536、1539の3、1542の2、1543、1544の1、1561から1563まで、1563の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬場近内1476の1・1478の1・1483の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字越前1528の2から1528の4まで、1529、1535、1543、1544の1、1536・1563(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1227号

漁業法(昭和24年法律第267号)第131条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。
令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊処分

- 2 日時
令和4年11月15日（火）午前10時00分から午前10時45分まで
- 3 場所
兵庫県庁 1号館1階 C会議室



兵庫県告示第1228号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、平成24年兵庫県告示第1396号（鳥獣保護区の設定）は、令和4年10月31日限り、廃止する。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	区域	存続期間
小野市浄谷鳥獣保護区	小野市黒川町字這出1172—1、1172—14、1172—15、1174—121及び1174—122、字流尾1175—1及び同字1176—1から133まで、字高塚1177—1から26まで、浄谷町字南池ノ下5—1及び5—44、字向山2230—1、字東新林2231—2から7まで、同字2232—1から101まで、字新林2233—1から2233—3までの区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
林田鴨池鳥獣保護区	市道林田75号線と姫路市とたつの市の市界の交点を起点として、同所から同市道を北東進して市道林田123号線に至り、同所から同市道を南進して市道林田113号線に至り、同所から同市道を東進して林田120号線に至り、同所から同市道を南進して市道林田92号線に至り、同所から同市道を西進して市道林田145号線に至り、同所から南西進して姫路市とたつの市界とたつの市神岡町字奥村と同町大住寺との字界の交点に至り、同所から同市界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
氷ノ山鳥獣保護区	養父市大久保字ムネ畑1505番地の1における兵庫県と鳥取県の県界と通称氷ノ山登山道との交点（氷ノ山越峠）を起点として、同所から同登山道を東進して森林基幹道瀬川氷ノ山線との交点に至り、同所から同森林基幹道を南東進して、通称大段ヶ平の旧養父郡関宮町と旧養父郡大屋町との旧町界に至り、同所から同旧町界を南東進して作業道池の窪線との交点に至り、同所から同作業道を南進して林道横行線との交点に至り、同所から同林道を南東進して兵庫県円山川地域森林計画区大屋町30林班ア小班とイ小班的小班界線に至り、同所から同小班界線を南西進して横行国有林1018林班の林班界線との交点に至り、同所から同林班界線を西進して兵庫県円山川森林計画区大屋町33林班の林班界線との交点に至り、同所から同林班界線を南西進して養父市と宍粟市との市界に至り、同所から同市界を北西進して兵庫県揖保川森林計画区波賀町37林班の林班界線との交点に至り、同所から同林班界線を東進し、更に南西進して坂ノ谷国有林93林班の林班界線との交点に至り、同所から同林班界線を西進して森林基幹道瀬川氷ノ山線との交点に至り、同所から同森林基幹道を南進して国道29号線との交点に至り、同所から同国道を西進して旧国道29号線との交点に至り同所から同旧国道を北進して坂ノ谷国有林97林班の境界線との交点に至り、同所から同林班界線を南西進して兵庫県と鳥取県の県界との交点に至り、同所から同県界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

<p>扇ノ山鳥獣保護区</p>	<p>美方郡新温泉町における喧噪若桜湯村温泉線と町道青下花口線の交点を起点として、同所から同県道を南進して新温泉町岸田における町道畑ヶ平線に至り、同所から論山山頂（標高1060.0メートル）を見通した線を経て美方郡香美町と美方郡新温泉町の町境に至り、同所から同町界を南進して鳥取県と兵庫県の県界に至り、同所から同県界を北西進して扇ノ山山頂（標高1309.0メートル）北側を経て町道海上河合谷線に至り、同所から同町道を北進して登山道旧草界に至り、同所から同水路に沿って石井谷との交点に至り、同所から谷筋に沿って北東進して町道青下花口線との交点に至り、同所から同町道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>ツバ市ダム鳥獣保護区</p>	<p>丹波篠山市火打岩における市道鱒市北線とツバ市ダム堰堤の交点を起点として、同所から同市道を北進して市道鱒市東線に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>矢代鳥獣保護区</p>	<p>丹波篠山市矢代のうち字奥山、字明宝寺谷、字再の木、字北尾の坪、字丸山、字松谷、字焼尾、字丸山の坪、字北屋の坪、字寺下の坪及び奥池ため池の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>洲本中央鳥獣保護区</p>	<p>洲本市における県道洲本松帆線と県道下内膳物部線の交点を起点として、同所から県道下内膳物部線を南東進して国道28号に至り、同所から同国道を西進して市道桑間大野線に至り、同所から同市道を北進して県道洲本松帆線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>山南鳥獣保護区</p>	<p>丹波市山南町大字谷川字拾貳間口4049番地から4051番地まで、4052番地の1から3まで、4052番地の5、4064番地から4066番地まで並びに同町大字谷川字古木山4067番地の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>平荘湖鳥獣保護区</p>	<p>加古川市の平荘湖の周囲道路及びダムに囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>三木山森林公園鳥獣保護区</p>	<p>三木市福井における県道神戸三木線と県道加古川三田線との交点を起点として、同所から県道加古川三田線を北進して三木市本町1丁目における県道三木三田線との交点に至り、同所から県道三木三田線を東進して市道三木山幹線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道鷹尾・小林線との交点に至り、同所から市道鷹尾・小林線を南進して県道神戸三木線との交点に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>御形大生鳥獣保護区</p>	<p>宍粟市一宮町森添158—2、280、279及び279—3の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>

川代鳥獣保護区	丹波篠山市大山下における県道篠山山南線伊出屋橋西詰を起点として、同所から篠山川を渡って同市大山字川向井坪644番地におけるJR福知山線に至り、同所から同線を西進して丹波市山南町阿草地区内における篠山川左岸の河川区域境界に至り、同所から篠山川左岸の河川区域境界を下流に進み、同市山南町広田における太田井堰を対岸に渡り、同所から篠山川右岸の河川区域境界を上流に進み、県道下立杭柏原線に至り、同所から同県道を北進して県道篠山山南線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
---------	--	--------------------------



兵庫県告示第1229号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の区域を特別保護地区として指定する。

なお、平成24年兵庫県告示第1397号（特別保護地区の指定）は、令和4年10月31日限り、廃止する。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	区域	存続期間
氷ノ山特別保護地区	坂ノ谷国有林89林班ほ、と、イ及びロ、90林班は、に、及びほ、92林班に及びる、93林班ろ、94林班ほ、並びに奥山国有林649林班と1及びと2及びへ、650林班ほ及びと、651林班へ、と、ち1、ち2及びイの各小班、並びに四ヶノ仙国有林647林班の区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
扇ノ山特別保護地区	兵庫県美方郡新温泉町南西部に位置する扇ノ山鳥獣保護区のうち、兵庫森林管理署畑ヶ平国有林435林班中い、437林班中よ、438林班中わ、439林班中る、440林班中る、441林班中い及びり1、442林班中に1及びい、443林班中い、円山川森林計画区新温泉町67073林班中ウ及びエ、67075林班中アの各小班並びに67076林班中アのうち青下上山登山道以東の区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
平荘湖特別保護地区	兵庫県加古川市所在平荘湖の湖面一円の区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで



兵庫県告示第1230号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、平成24年兵庫県告示第1399号（特定猟具使用禁止区域の指定）は、令和4年10月31日限り、廃止する。
令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	特定猟具の種類	区域	存続期間
オノ池特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市吉野町における県道豊富北条線と市道坂元3号線の交点を起点として、同所から同市道を南進して市道坂元4号線に至り、同所から同市道を北東進して市道高室市村線に至り、同所から同市道を北進して南村川の山根橋北詰に至り、同所から同川を東進して市道北条長線の清水橋に至り、同所から同市道を南進して市道山下鎮岩線に至り、同所から同市道を西進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
神戸特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市西区玉津町二ツ屋における第二神明道路と県道小部明石線の交点を起点として、同所から同県道を北東進して市道樫谷村第37号線に至り、同所から同市道を北東進して市道押部谷24号線に至り、同所から同市道及び市道細田2号線を北西進して同区押部谷町細田における県道平野三木線に至り、同所から同県道を東進して忍海橋に至り、同所から明石川を下り明石川と西盛川との合流点に至り、同所から西盛川を上り西盛第四橋西詰と山道との交点に至り、同所から同山道を西進、北西進、北進及び南東進して同区高雄台と同区押部谷町の境界に至り、同所から同境界を北進及び西進して同区高雄台、同区押部谷町及び同区神出町の境界に至り、同所から同区高尾台と同区神出町の境界を北進して神戸市と三木市の境界に至り、同所から同境界を北進、東進及び南東進して市道押部谷村38号線に至り、同所から同市道を南進して県道神戸三木線に至り、同所から同県道を南東進して同区押部谷町木見における県道小部明石線に至り、同所から同県道を東進して神戸市北区山田町藍那における市道水呑木津線に至り、同所から同市道を西進して藍那小学校敷地先に至り、同所から関西電力高圧送電線（六甲線）に沿って北東進して同区日の峰と同区山田町原野の境界に至り、同所から同境界を北進、東進及び北進して国道428号に至り、同所から同国道を東進して市道柏尾台1号線に至り、同所から同市道を北進して同区柏尾台と同区山田町原野の境界に至り、同所から同境界を西進、北進及び南東進して同区柏尾台の東端に至り、同所から同区青葉台の東端を見通した線を経て同所に至り、同所から同区青葉台と同区山田町原野との境界を南西進して大滝橋に至り、同所から国道428号を南東進して県道神戸三田線に至り、同所から同県道を北東進して同区有野町有野における県道市野瀬有馬線に至り、同所から同県道を北西進して同区八多町柳谷における六甲北有料道路に至り、同所から同有料道路を北進して同区八多町上小名田における県道三木三田線に至り、	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

		<p>同所から同県道を北進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を北西進して道場南口と善入大池を結び神戸市が設定している「太陽と緑の道」に至り、同所から「太陽と緑の道」を南西進して同区大沢町上大沢における県道山田三田線に至り、同所から同県道を北進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を東進して県道定塚四軒茶屋線に至り、同県道を東進して国道176号に至り、同所から同国道を南進して県道大沢西宮線（新明治橋交差点）に至り、同所から同県道を南進して県道有馬山口線に至り、同所から同県道を南進して同区有馬町における県道宝塚唐櫃線に至り、同所から同県道を東進して芦有ドライブウェイに至り、同所から同ドライブウェイを南東進して神戸市と西宮市の市界に至り、同所から同市界を南進して神戸市、西宮市及び芦屋市の境界に至り、同所から神戸市と芦屋市の市界を南進して阪急電鉄神戸線に至り、同所から同線を西進して神戸市灘区における石屋川に至り、同所から同川右岸を北進して市道山麓線に至り、同所から同市道を西進して県道神戸三田線に至り、同所から同県道を南進して国道28号に至り、同所から同国道を西進して県道神戸明石線に至り、同所から同県道を西進して第二神明道路に至り、同所から同道路を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域並びに神戸市西区美穂が丘、同市北区大池見山台及び同区花山台の住宅団地の区域。ただし、高取山鳥獣保護区及び六甲山鳥獣保護区の区域を除く。</p>	
<p>阪神特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>西宮市における国道171号と阪急電鉄今津線の交点を起点として、同所から同線を北進して西宮市と宝塚市の市界に至り、同所から同市界を北西進及び北東進して市道塩第46号線に至り、同所から同市道を北西進して県道塩瀬宝塚線に至り、同所から同県道を北東進して宝塚市切畑における県道切畑多田院線に至り、同所から同県道を東進して川西市多田院における県道川西篠山線（多田院西2丁目交差点）に至り、同所から同県道を南東進して大阪府と兵庫県の府県界に至り、同府県界を南進して国道171号に至り、同所から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、伊丹鳥獣保護区を除く。</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>

<p>西播磨テクノポリス特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>たつの市新宮町下筋原における獄ノ尾川とJR姫新線の交点を起点として、同所から同線を東進して県道千種新宮線に至り、同所から同県道を南進して同市新宮町角亀における県道相生宍粟線に至り、同所から市道角亀二柏野線を南進して相生市とたつの市の市界に至り、同所から同市界を西進して相生市、たつの市及び赤穂郡上郡町の境界に至り、同所から上郡町光都3丁目、同町光都2丁目、同町光都1丁目（旧赤穂郡上郡町大字金出地字久保峠の区域を除く）、同町大字金出地字木戸口及び同町字国光奥の一円の区域を含み、同町光都1丁目の西北端大字界における同町と佐用郡佐用町の町界を経て県道千種新宮線に至り、同所から赤穂郡上郡町と佐用郡佐用町の町界を東進して赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町及びたつの市の境界に至り、同所からたつの市と佐用郡佐用町との市町界を北進して同町三原字藤尾と字大谷の字界に至り、同所から尾根筋を下り（東進）獄ノ尾川に至り、同所から同川を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>加西市東部特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加西市乙和泉町における市道河内野上線と県道下滝野市川線の交点を起点として、同所から同県道を東進して同市油谷町における市道宇仁小小印南線に至り、同所から同市道を南東進して同市小印南町における市道小印南新田線に至り、同所から同市道を南西進して県道野上河高線に至り、同所から同県道を西進して市道満久都染線に至り、同所から同市道を北進して市道河内野上線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>氷ノ山山麓特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>養父市草出における草出橋北詰を起点として、同所から市道草出向山線を南進して同市道の終点の手前130メートルの地点に至り、同所から山中を南進して標高872メートル地点にある三角点に至り、同所から尾根伝いに西進して広域基幹道瀬川氷ノ山線に至り、同所から同広域基幹道を西進および北進して県道秋岡関宮線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>

<p>生野特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>朝来市生野町口銀谷における国道312号と国道429号の交点を起点として、同所から同国道429号を東進して市道口銀谷日向線に至り、同所から同市道を東進して国道429号に至り、同所から同国道を東進して三菱マテリアル株式会社所有の発電所の西端の水路との交点に至り、同所から同水路を東進して同市生野町奥銀谷地区における水路のトンネル出入口に至り、同所から山中を東進して国道429号（小野大橋西詰）に至り、同所から同橋を東進して同橋東詰に至り、同所から市川左岸を南西進して国道312号に至り、同所から同国道を南進して生野工業団地の南西端に至り、同所から同団地の西端を北進して市道穴原線に至り、同所から同市道を西進してJR播但線に至り、同所から同線を南西進して市川左岸に至り、同所から市川を横断して市道生野長谷線に至り、同所から同市道を北東進してJR播但線に至り、同所から同線を北進して国道312号に至り、同所から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>氷上南加古川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>丹波市氷上町小野の加古川右岸堤防上における旧氷上郡氷上町と同郡山南町の旧町界を起点として、同所から加古川右岸河川境界を上流に進み同市氷上町谷村における市道特15号線に至り、同所から同市道を佐野橋対岸に渡り、同所から加古川左岸河川境界を下流に進み同市氷上町佐野において国道175号と最初に接する地点に至り、同所から同国道を南進して旧氷上郡氷上町と同郡山南町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>
<p>氷上加古川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>丹波市氷上町佐野における市道特15号の佐野橋西詰と加古川右岸堤防の交点を起点として、同所から加古川右岸河川境界を北東進して同市氷上町常楽における市道特19号線に至り、同所から同市道を東進して幸料寺橋を渡り、更に東進して市道特17号線に至り、同所から同市道を南進して市道中央107号線に至り、同所から同市道を西進して加古川左岸河川境界に至り、同所から同河川境界を南進して同市氷上町稲畑における国道175号に至り、同所から同国道を南進して市道南103号線に至り、同所から同市道を南進して市道特15号線（佐野橋東詰）に至り、同所から佐野橋を渡って起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p>

<p>三木市西部 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>三木市別所町下石野における県道加古川三田線と三木市と加古川市との市界との交点を起点として、同所から同県道を東進して国道175号との交点に至り、同所から同国道を北西進して山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進して金剛寺谷川との交点に至り、同所から同川を南西進して市道岩宮大村線との交点に至り、同所から同市道を東進して市道跡部西線との交点に至り、同所から同市道を北進して市道加佐久留美線との交点に至り、同所から同市道を西進して市道加佐草加野線との交点に至り、同所から同市道を北進して山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進して平井と細川町細川中との大字界の交点に至り、同所から平井と細川町細川中の大字界を南東進して平井と細川町細川中及び安福田の大字界の交点に至り、同所から平井と安福田の大字界を南西進して平井と安福田及び与呂木の大字界の交点に至り、同所から安福田と与呂木の大字界を南西進して志染川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東南進して細目川との交点に至り、同所から志染川左岸を東進して淡河川との交点に至り、同所から淡河川を北東進して県道神戸加東線との交点に至り、同所から同県道を南東進して市道三津田笠松線との交点に至り、同所から同市道を南西進して三木市と神戸市との市界に至り、同所から同市界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、三木山森林公園鳥獣保護区の区域を除く。</p>	<p>令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで</p>
<p>柏原・大野 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>川辺郡猪名川町西畑における県道島川原線と町道西畑1号の交点を起点として、同所から同町道を西進して川辺郡猪名川町と三田市の市町界に至り、同所から同市町界を北西進及び北進して川辺郡猪名川町、三田市及び丹波篠山市の境界に至り、同所から川辺郡猪名川町と丹波篠山市の市町界を東進して猪名川町杉尾域小径に至り、同所から同小径を南進して猪名川町西畑域小径に至り、同所から同小径を南進して県道島川原線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで</p>
<p>緑町長田特 定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>南あわじ市倭文長田下山崎における県道洲本松帆線と市道長田線の交点を起点として、同所から同市道を東進して同市倭文長田上條における県道洲本松帆線(中山橋)に至り、同所から淡路三原テレビ中継所を見通した線を経て同市倭文八木との地区界に至り、同所から同地区界を西進及び北進して県道洲本松帆線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで</p>
<p>小野市市場 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>小野市山田町における市道4332号線と山田川との交点を起点として、同所から同市道を南進して市道4332号線に至り、同所から同市道を西進して市道122号線に至り、同所から同市道を西進して市道4409号に至り、同所から同市道を北進して育ヶ丘町1481番87の育ヶ丘保育園南40メートルの地点に至り、同所から小野市池尻町と同市育ヶ丘町の町境界を西進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して山田川に至り、同所から同河川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで</p>



兵庫県告示第1231号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指

定する。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜二丁目2566番1、2757番、2758番2及び2763番の各一部
- 2 特定有害物質の名称
テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 一部が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



兵庫県告示第1232号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第1233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年6月7日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
新温泉町岸田地内



兵庫県告示第1234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和4年6月24日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
香美町香住区余部地内



兵庫県告示第1235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（修正数値図化、数値地形図データファイル作成）
- 2 作業期間
令和4年6月21日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
養父市及び朝来市の全域



兵庫県告示第1236号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和4年7月12日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
朝来市佐囊地内



兵庫県告示第1237号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（地籍調査（街区境界調査）による現況測量、復元測量、街区細部図根測量及び先行筆界点測量）
- 2 作業期間
令和4年7月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市小曾根町三丁目及び四丁目地内



兵庫県告示第1238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
令和3年1月17日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
神戸市、明石市、西脇市、三木市及び丹波市の各一部



兵庫県告示第1239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年3月18日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
千種川流域（赤穂市、宍粟市、上郡町及び佐用町の各一部）



兵庫県告示第1240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年1月4日から同年7月22日まで
- 3 作業地域
新温泉町井土地内



兵庫県告示第1241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年4月24日から令和4年4月18日まで
- 3 作業地域
朝来市和田山町竹ノ内地内



兵庫県告示第1242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和2年12月15日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
丹波市青垣町中佐治地内



兵庫県告示第1243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年4月25日から同年6月8日まで
- 3 作業地域
尼崎市南塚口町三丁目地内



兵庫県告示第1244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
加西市 多可町	東播都市計画地区計画 中都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）	西笠原町地区地区計画 第1号 西脇多可ごみ処理施設



兵庫県告示第1245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西脇市	東播都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）	第2号 西脇多可ごみ処理施設



兵庫県告示第1246号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、次の指定確認検査機関から変更の届出があった。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社兵庫 確認検査機構	事務所所在地	姫路本店 姫路市南条 426番地2 加古川支店 加古川市加 古川町北在家2006番地 豊岡支店 豊岡市正法寺 655番地1 神戸支店 神戸市中央区 東町113番地1	姫路本店 姫路市南条 426番地2 加古川支店 加古川市加 古川町北在家2006番地 豊岡支店 豊岡市正法寺 655番地1 神戸支店 神戸市中央区 京町72番地	令和4年11月7日



兵庫県告示第1247号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
兵庫県 10トン未満船	小型いか釣り漁業	兵庫県日本海海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	5トン以上 10トン未満	1隻	別記1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年10月28日から同年11月2日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
許可の日から令和7年4月30日まで
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することがある。
ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。
イ 集魚に利用する光力の制限は別表のとおりとする。
ウ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取りつけてはならない。

別記1 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

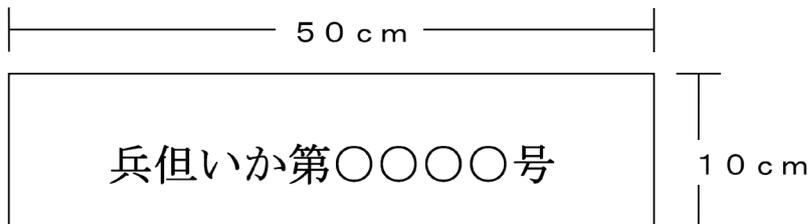
- 1 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町）
- 2 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- 3 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

別表

(集魚に使用する光力の制限)

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 氏名及び住所

- | | |
|------------|----------|
| 小野美香 | 神戸市東灘区 |
| 株式会社カサハラ画廊 | 大阪府茨木市 |
| 棚田康司 | 神奈川県茅ヶ崎市 |
| 安井理子 | 東京都杉並区 |

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第6工区）芦屋市南宮町126番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市精道町7番6号
芦屋市長 伊藤 舞
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年9月30日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-3-5号（1芦屋）

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第277号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年10月28日

兵庫県公安委員会
委員長 小西 新右衛門

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和4年11月28日（月）から同年12月2日（金）までの5日間
 - イ 追加取得講習
令和4年12月1日（木）及び同月2日（金）の2日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和4年12月2日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 4 受講希望の申出の受付期間等

- (1) 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年10月31日（月）から同年11月2日（水）までの間（午前10時から午後5時まで）
 - (2) 受付先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。
 - (3) 受講者の決定等
ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。
なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。
イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。
- 5 受講申込みの受付期間等
- (1) 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年11月9日（水）から同月15日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）
 - (2) 受付先
受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。
 - (3) 申込手続に必要な書類等
ア 新規取得講習を受講しようとする者
 - (イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通
 - (ロ) 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
イ 追加取得講習を受講しようとする者
 - (イ) 申込書1通
 - (ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し
 - (ハ) 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (4) 申込書の配布
申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。
- 6 受講手数料
新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。
- 7 受講日の携行品
筆記用具及び参考書（警備業法令集等）
- 8 その他
- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
 - (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 9 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 10 問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話（078）341—7441 内線3424
 - (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252—0166